

府食第 88 号  
令和 6 年 2 月 27 日

食品安全委員会委員長 山本 茂貴 殿

研究・調査企画会議事前・中間評価部会  
座長 脇 昌子

令和 6 年度食品安全確保総合調査課題（案）について

このことについて、令和 6 年 2 月 7 日に開催した令和 5 年度研究・調査企画  
会議事前・中間評価部会（第 10 回）における審議の結果、別添のとおり取り  
まとめましたので、報告いたします。

(別添)

令和6年度

食品安全確保総合調査課題（案）について

令和6年2月  
研究・調査企画会議  
事前・中間評価部会

## 令和6年度食品安全確保総合調査課題(案)

<b>&lt;調査課題名&gt;</b>
アレルギーを含む食品のファクトシート（落花生）等の作成に向けた科学的知見の調査
<b>&lt;調査の概要&gt;</b>
<p>食物アレルギーは、我が国の全人口の1～2%が有していると考えられており、食物アレルギーを有する者がアレルギーを含む食品を摂取すると、過剰な免疫反応により、血圧低下、呼吸困難等の症状を引き起こし、最悪の場合は死に至る。</p> <p>このような被害を未然に防ぐため、国は、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、アレルギーを含む食品に対し、原材料の表示を義務化又は推奨している。また、平成27年にアレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）が施行され、同法第15条では「国はアレルギー物質を含む食品に関する表示の充実を図るための措置を講ずる」ことと定められており、本法に基づきアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示76号。令和4年3月一部改正。）が策定されている。</p> <p>食品安全委員会は、平成27年度に「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品のうち最も科学的知見が多いと思われる「卵」について、令和3年6月に食品健康影響評価をとりまとめ、他の特定原材料6品目（乳、小麦、そば、えび、かに、落花生）については、収集した科学的知見に関する情報をとりまとめて公表することとなった。</p> <p>本調査事業は食品安全委員会が公表することとしたアレルギーを含む食品のファクトシートについて、落花生のファクトシートの作成等に向けた科学的知見の調査を行うものであり、根拠となる文献等を整理・収集しながら検証を行う。</p>

<b>&lt;調査課題名&gt;</b>
くるみアレルギーに係る食品表示についてのファクトシート作成のための情報収集
<b>&lt;調査の概要&gt;</b>
<p>食物アレルギーは、我が国の全人口の1~2%が有していると考えられており、食物アレルギーを有する者がアレルゲンを含む食品を摂取すると、過剰な免疫反応により、血圧低下、呼吸困難等の症状を引き起こし、最悪の場合は死に至る。</p> <p>このような被害を未然に防ぐため、国は、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、アレルゲンを含む食品に対し、原材料の表示を義務化又は推奨している。また、平成27年にアレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）が施行され、同法第15条では「国はアレルギー物質を含む食品に関する表示の充実を図るための措置を講ずる」ことと定められており、本法に基づくアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年度厚生労働省告示76号。令和4年3月一部改正。）が策定されている。</p> <p>食品安全委員会は、平成27年度に「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品のうち最も科学的知見が多いと思われる「卵」について、令和3年6月に食品健康影響評価をとりまとめ、他の特定原材料6品目（乳、小麦、そば、えび、かに、落花生）については、収集した科学的知見に関する情報をとりまとめて公表することとなった。</p> <p>本調査事業では、新たに令和5年3月に特定原材料に追加されたくるみの食物アレルギーについても他の特定原材料と同様に、ファクトシートの作成の検討に必要な国内外の文献並びに国際機関及び諸外国におけるリスク評価書等（以下「文献等」という。）の科学的知見について調査を実施する。</p>

<b>&lt;調査課題名&gt;</b>
農薬リスク評価に関する海外状況調査（令和6年度）
<b>&lt;調査の概要&gt;</b>
<p>農薬の食品安全委員会における調査審議にあたり、海外のリスク評価を実施する機関であるFAO/WHO合同残留農薬専門家会議（以下「JMPR」という。）、欧州食品安全機関（以下「EFSA」という。）、米国環境保護庁（以下「US EPA」という。）、カナダ保健省（以下「HC」という。）及びオーストラリア農薬・動物用医薬品局（以下、「APVMA」という。）でのこれまでのヒトの健康に関する評価に関する最新の情報は、大変有益である。このため、再評価対象農薬及び評価書評価対象農薬の有効成分（以下、「農薬」は有効成分のことをいう。）について、農薬ごとに、各国/機関における登録/承認状況及びヒトの健康に関する評価書等（植物及び家畜代謝試験、哺乳類を対象とした毒性試験及び遺伝毒性試験の結果、ヒトへの影響を検討した公表文献検索を行い検討した結果等の文書を含む。）の内容を整理する。</p>

<調査課題名>

食品添加物の海外の評価結果及び科学的知見に関する情報収集

<調査の概要>

食品添加物は、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造過程または食品の加工・保存の目的で使用されるものであり、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が指定した添加物（以下「指定添加物」という。）については、使用できる食品や使用量の最大限度等が使用基準として定められている。

指定添加物は、FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）や、米国、欧州、オーストラリア、ニュージーランド等の各国のリスク評価機関においても、各国の規制の枠組みのもとで評価が行われており、わが国において添加物として指定された後も、海外で行われている再評価も含め情報を収集し、添加物の安全性に関する最新の科学的知見を蓄積することは重要である。このため、これらの指定添加物の情報を収集し、整理・分析を行い、評価の効率化につなげることとする。